

成年後見制度利用支援計画に係る家庭裁判所との協議事項一覧

	協議事項	家裁意見
1	成年後見人の意思決定支援の法的根拠	・民法858条（意思尊重）、利用促進法、国計画から総合的に解釈。
2	意思能力存在推定原則が行為能力者制度に適合的かどうか	・日本法と英米法は違うため、不明。 ・ケースによるのではないか。（認知症のレベル等）
3	研修会・学習会等への講師の派遣の可否	・全国的に研修等の講師派遣を行っているため、可能。
4	個別ケースにおける意思決定支援に関して、「最善の利益」・「意思決定代行移行のための事前手続き」の判定の方法	・中央で検討中 ・現時点のガイドラインが参考になるのではないか。 ・訴訟の場合、個別の判断になるため、意思決定支援の基準は不明（法に明文化もされていない）
5	中核機関からの情報伝達の実務手順	・中央で検討中。
6	受任者調整会議を経て、審判申立書に適切妥当な後見人を記載することについて	・現在ルールは決まっていないが、家裁で受任者調整会議を通して不明なので、申立書にその旨を記載してあるとよい。 ・鳥取市は、申立後、受任者調整会議になるため、申立書は空欄のことが多い。（受任者調整会議が月1回しか開催がないため、このような流れになることが多い。） ・家庭裁判所に成年後見制度を領したいと来られた方で福祉的アセスメントがまだの方については、家庭裁判所から市町村へつなぐというルールについて4月から県主導で確立された。
7	受任者調整会議を経るという慣習が確立するまでは、裁判所へ直接の申し立てが行われることが十分予測されるので、この場合の処理の仕方の検討	
8	「ことと次第で後見人が入れ替わるのはよいことであって、後見人自身がそうしたことを実践するのは立派なことである」という価値観の共有について	・後見人の交代について柔軟な対応の方向で検討。
9	診断書の活用はこれから主力的方法であるか。	・鑑定原則であるが、申立人の負担等を考え、主は診断書になっている。
10	診断書と鑑定のスイッチの方法はどうか。	・裁判官が疑問等があった場合に鑑定を行う場合あり。 ・申立書（申立人の希望）と診断書の類型が違うことが多い。

11	本人等が、診断書による判定に対する異議を唱えた場合の処理はどうか。	・裁判官が判断
12	診断書が裁判官に届けられる経路は、どのようになっているのか。	・申立書に併せて提出
13	社会状況調書を医師に届けられる仕組みはどのようなものか。	・申立人が事前に記載してもらった本人情報シートを医師に提出する。
14	後見人と中核機関の繋がる仕組みについて	・中央で検討中 ・参考として、埼玉県志木市
15	中核機関における後見等ニーズの精査の方法について	・相談機能を強化することによって、後見等ニーズを精査できるのではないかと。
16	中核機関における後見人の支援内容	・家裁がチェックしているのは金銭管理が中心であるため、中核機関に意思決定支援についての支援を期待したい。
17	法人後見に対する考え	・法人後見の受け手の増加が望ましい。
18	任意後見契約について	・任意後見契約は、財産のある人が利用しているイメージがある。 ・任意後見契約を悪用されている場合もあり。 ・後見人が申立して任意後見契約を締結していることが判明するため、後見人が重要である。
19	後見人の報酬の考え方について	・現在、中央で検討中で、変更される可能性あり。（金額の根拠等） ・親族でも請求できる。 ・報告書により、通常業務（財産管理で、生活に必要なものについて毎月支払ができてい等）ができていれば2万円、遺産分割等を行うと増額される。 ・金額は、裁判官が決定する。 ・預金等がない被後見人の場合は、2万円より減額する場合もある。
20	その他	・家庭裁判所と市の情報連携が必要である。 ・家庭裁判所と市が考えを共有し、共有した考え方が社会慣習として定着することが必要である。